

労働災害無災害記録証授与制度をご存じですか

厚生労働省北海道労働局労働基準部安全課

労働災害ゼロを目指し、日々の安全衛生管理活動を実践されていることと存じます。
一定期間無災害を継続されている場合は、「無災害記録証授与制度」の申請をご検討ください。

北海道労働局長無災害記録証授与制度（北海道労働局独自の制度）

対象となる業種

労働安全衛生法施行令第2条第1号若しくは第2号に掲げる業種（例：林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業等）のほか、卸売業、小売業、飲食店等が対象です。

なお、申請は法人単位でなく、事業場単位（本社、支店等の単位を指します）での申請となります。

対象となる無災害記録(時間数)

業種と事業場規模（労働者100人未満か100人以上か、建設店社においては年間完成工事高250億円未満か250億円以上か）によって定められ、主要業種では次表のようになります。

業務上の死亡または休業災害（休業1日以上）の発生していない状態が一定時間数継続した場合に対象となります。

北海道労働局長無災害記録時間数（労働者数100人未満、建設店社においては年間完成工事高250億円未満の場合）

| 主要業種 | 無災害記録時間数 (万時間) | 達成予想 期間 (年) | 主要業種 | 無災害記録時間数 (万時間) | 達成予想 期間 (年) |
|---------------|-------------------|-------------------|---------------|-------------------|-------------------|
| 林業 | 15 | 1.5 | 金属製品製造業 | 60 | 6.0 |
| 土石採取業 | 45 | 4.5 | 一般機械器具製造業 | 80 | 8.0 |
| 建設業 | 43 | 4.3 | 電気機械器具製造業 | 175 | 17.5 |
| 土木工事業 | 33 | 3.3 | 輸送用機械器具製造業 | 120 | 12.0 |
| 建築工事業 | 50 | 5.0 | 一般旅客自動車運送業 | 80 | 8.0 |
| 設備工事業 | 90 | 9.0 | 一般貨物自動車運送業 | 30 | 3.0 |
| 食料品製造業 | 65 | 6.5 | 港湾運送業 | 35 | 3.5 |
| 木材・木製品製造業 | 35 | 3.5 | 貨物運送取扱業 | 60 | 6.0 |
| 家具・装備品製造業 | 45 | 4.5 | 通信業 | 95 | 9.5 |
| パルプ・紙・紙加工品製造業 | 75 | 7.5 | 電気・ガス・水道・熱供給業 | 175 | 17.5 |
| 出版・印刷・同関連産業 | 125 | 12.5 | 卸売業・小売業・飲食店 | 200 | 20.0 |
| 化学工業 | 135 | 13.5 | 旅館業 | 175 | 17.5 |
| 窯業・土石製品製造業 | 65 | 6.5 | 自動車整備業 | 65 | 6.5 |
| 鉄鋼業 | 130 | 13.0 | 廃棄物処理業 | 15 | 1.5 |

上記の表に該当しない業種や事業場規模における無災害記録時間数についてはお問い合わせください。

北海道労働局 安全衛生表彰制度



【達成予想期間の算出例】

食料品製造業で労働者数が50人の場合、無災害記録時間数は表のとおり65万時間となります。

$650,000\text{時間} \div 50\text{人} \div 8\text{時間} = 1,625\text{日}$ となり、年間稼働日数を250日と仮定した場合、
 $1,625\text{日} \div 250\text{日} = 6.5\text{年}$ で達成すると予想されます。

正式には各労働者の時間外・休日労働時間、年休等も計算した時間数となります。

申請方法

事業場の所在地を管轄する労働基準監督署を經由して申請してください。

申請用紙の入手等、詳細は北海道労働局労働基準部安全課または最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。

詳しくは、北海道労働局ホームページの「各種法令・制度・手続き 安全衛生関係 安全衛生表彰制度」に申請書の様式や記入方法等が掲載されていますので、参考としてください。

厚生労働省労働基準局長無災害記録証授与制度（厚生労働省が設けている制度）

対象となる業種

前記の北海道労働局長無災害記録証の業種と同じです。

対象となる無災害記録(時間数)

記録証は達成時間に応じて第1種から第5種までの5段階となっており、

第1種達成に必要な時間数は前記北海道労働局長無災害記録証の時間数の2倍となります。

中小企業無災害記録証授与制度（中央労働災害防止協会が設けている制度）

対象となる事業場

中小企業（資本金1億円以下または労働者数が300人以下の企業）で、適用事業場単位の労働者数が10人以上100人未満の事業場が対象です。

対象となる無災害記録日数

業務上の死亡又は休業災害（休業1日以上をいい、身体障害の対象となる不休災害を含みます。）の発生していない状態が一定の日数継続した場合に対象となります。必要日数は業種と労働者数によって定められており、記録証は達成日数に応じて第一種から第五種まであります。

申請方法

都道府県労働基準協会を經由して所定の申請書を中央労働災害防止協会へ申請してください。

中央労働災害防止協会のホームページ（<https://www.jisha.or.jp>）「中小企業支援 中小企業無災害記録証授与制度申請のご案内」に申請書の様式等が掲載されています。

